



# 認定書

国住指第 2312 号  
平成 22 年 10 月 29 日

アイカ工業株式会社  
代表取締役社長 渡辺 修 様

国土交通大臣 馬淵 澄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号及び同法施行令第 108 条の 2 第一号から第三号まで（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
NM-2956
2. 認定をした構造方法等の名称  
合成樹脂塗装／塩化ビニル系樹脂フィルム張／基材（不燃材料（せっこうボード及び金属板を除く））
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

(別添抜粋)

1. 材料名

合成樹脂塗装／塩化ビニル系樹脂フィルム張／基材(不燃材料(せっこうボード及び金属板を除く))

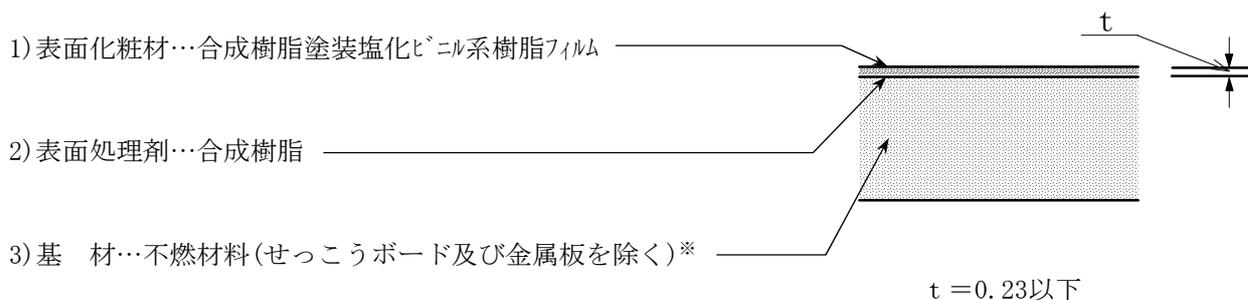
2. 形状及び寸法等

項目	申請材料
形状	平板
表面形状	1), 2)のうち、いずれか一仕様とする 1)平滑 2)エンボス
表面化粧材の厚さ(mm)	0.23 $\pm$ 0.02以下
表面化粧材の質量(g/m <sup>2</sup> )	309.3 $\pm$ 31以下

3. 材料構成

項目	申請材料
表面化粧材	合成樹脂塗装塩化ビニル系樹脂フィルム …厚さ0.23mm以下 構成 { [1]表面塗装(合成樹脂塗料) [2]塩化ビニル系樹脂フィルム [3]先付接着剤(合成樹脂)
表面処理剤	合成樹脂：(1)～(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)クロロプレン系樹脂 (2)アクリル樹脂 (3)ウレタン樹脂 (4)エポキシ樹脂 (5)ポリエチレン樹脂 (6)スチレン樹脂
基材	不燃材料(せっこうボード及び金属板を除く) 平成12年建設省告示第1400号に例示された不燃材料のうち、すでに化粧を施されたもの及びせっこうボード、鉄鋼、アルミニウム、金属板を除くもの。ただし厚さは6mm以上とする。

4. 構造説明図(寸法単位：mm)



※平成12年建設省告示第1400号に例示された不燃材料のうち、すでに化粧を施されたもの及びせっこうボード、鉄鋼、アルミニウム、金属板を除くもの。ただし厚さは6mm以上とする。